

農薬の適正使用について

——農薬危害防止運動の実施に当たって——

農林水産省農産園芸局植物防疫課農薬対策室 ^{たか}高 ^{はし}橋 ^{しん}伸 ^{えい}英

はじめに

本年もまもなく、本格的な農作業のシーズンを迎え、同時に農薬を使用する機会も多くなる時期となった。近年の農薬の散布中の中毒事故は、数が少なくなったとはいえ依然として後を絶たず、また、農薬の不適切な処分等による人畜や水産動物への被害も数多く報告されている。さらに、農作物中の残留農薬問題も、依然として消費者の関心が高く、一部の農作物から残留農薬基準を超過した農薬が検出される事例等も見られる状況にある。

このような社会情勢のもと、本年も、農薬の適正な使用および保管管理等を広く国民に普及・徹底することを目的として、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、その概要を紹介するとともに、農薬の適正な使用方法等について説明したい。

I 農薬危害防止運動の概要

1 実施期間

本年度の運動も例年と同じく、原則として6月の1か月間とする。

2 国が実施する事項

広報誌やポスター等多様な広報手段を活用するとともに、短波放送等の報道機関の協力を得つつ、本運動の普及徹底を強力に推進する。

また、農薬の適正な使用や保管管理、中毒時の応急措置等について解説した資料を作成・配布し、農薬に関する正しい知識の普及に努める。

3 都道府県等が実施する主な事項

農薬販売業者、防除業者、農業者、ゴルフ場関係者その他農薬使用者等を対象に、農薬の適正な使用および保管管理の方法、その危害の防止対策、関係法令等に関する講習会を開催する。

また、農薬取締法や毒物及び劇物取締法に基づく立入検査を実施し、無登録農薬の違法な販売、使用を取り締まるとともに、農薬の保管管理、処分等に関し、その適切な取扱いについて指導する。特に、最近事故、事件が

多発している地区に対しては、重点的に指導を行う。

さらに、農林水産事業の実施団体や居住区域と近接した地域における農薬の散布作業者等に対し、農薬の適正な使用を遵守するよう指導する。

II 農薬の適正使用について

1 農薬による中毒事故の原因とその防止対策

農薬による中毒事故は、毎年60名程度報告されているところであるが、1998(平成10)年度には、数年ぶりに散布中の死亡事故が報告されている。

事故の主な原因は、農薬用マスク等の防護装備の不備や保管管理の不徹底、クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用後の不完全な被覆等、農薬使用者の不注意によるものが依然として大半を占めており、また、中毒の原因となった農薬は、使用者の使い慣れたものがほとんどである。

中毒事故を防止するうえで何よりの基本となることは、やはりラベルに記載されている使用上の注意事項等をよく読んで使用することである。特に、使用者の安全性を確保する観点から記載されている農薬用マスクや手袋、防護メガネ等の防護装備は、毒物又は劇物の指定の有無やこれまでの中毒経験の有無に関わらず、必ず装着する必要がある。また、最近では農薬使用者のみならず、散布周辺の住民の中毒事故も多く報告されていることから、天候や風向き等の気象条件に注意し、周辺環境への飛散がないよう心がけるとともに、周辺住民への農薬散布への協力等を呼びかける必要がある。さらに、保管管理の不徹底による誤飲・誤食等の事故を防止するため、使用後に残った農薬等は農薬専用の保管庫又は鍵の掛かる保管庫等で管理し、保管庫内の手前は事故の原因となりやすいので、毒劇物に該当する農薬等は、なるべく奥にしまうよう心がけることも重要である。

なお、毒劇物に該当する農薬は、毒物及び劇物取締法(1950(昭和25)年法律第303号)に基づき、販売からその廃棄に至るまで厳しく規制されているので、その取扱いに当たっては十分注意する必要がある。例えば、購入の際は譲受文書を交付すること、他者への譲渡や販売を行わないこと、その廃棄に当たっては政令で定める方法等により適切に処理すること等農薬使用者が責任を

もって毒劇物を取扱うことが義務づけられている。

2 農作物の安全確保

農作物中の残留農薬は依然として国民の関心が高く、国、都道府県、関係団体等による残留農薬調査が活発に行われているところである。

厚生省が1997（平成9）年度に行った残留農薬検査によれば、検査総数約299,000件（うち残留農薬基準値が設定されているものが約174,000件）うち、何らかの農薬が検出されたものは1,868件、0.62%で、残留農薬基準値を超える量の農薬が検出されたものは46件、0.03%となっている。また、残留農薬基準は設定されていないが、登録保留基準の設定されているもので基準値を超過しているもの、あるいは当該農作物に登録のない農薬が検出されている例も報告されている。1996（平成8）年度と比較すると、残留農薬基準値を超える件数が55件（0.03%）から46件（0.03%）と若干減少していることが要因の一つと考えられる。

いずれにせよ、農薬のラベルに記載されている「適用病害虫の範囲及び使用方法」の農作物、使用時期、使用回数等を遵守した、より一層の適正な使用が重要である。

3 環境の安全確保

ここ数年、環境基準健康項目に指定されている4農薬（D-D、シマジン（CAT）、チウラムおよびチオベンカルブ（ベンチオカーブ））は、いずれの調査地点においても検出されておらず、また、ゴルフ場暫定指導指針値を超過した検体数も1998年度は2検体（総検体数の0.002%）となっており、水質の保全に配慮した農薬使用が徹底されていると思われる。

しかしその一方で、農薬による野鳥の大量死や河川等への農薬の不法投棄による魚類のへい死等の事件が報告されている。

これら事件の原因は、使用後に残った農薬の不適切な処分によることから、防除に必要な農薬のみの購入を徹底し、万一使用残りが生じた場合には、容器に農薬を残したままの廃棄や散布液の河川等の水系への廃棄を絶対に行わないようにすることが必要である。

4 農薬空容器の適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970（昭和45）年法律第137号）の政令並びに省令の改正により、農業者が排出する農薬空容器については、農業者自らの責任のもとに、廃棄物処理業者に委託する等により適切に処理しなければならない。しかしながら、農業者が排出する農薬空容器の量は少なく、かつ発生場所が広く散在すること等から、個々の農業者のみに適正処理を委ねるの

ではなく、農薬販売業者、農業者団体および行政機関等が協力して農薬空容器等適正処理協議会を設置し、効率かつ適正な収集・処理システムを構築する動きが全国的に広がっている。

このような状況を鑑み、農林水産省では、これら協議会が行う収集・処理にかかわる費用の一部を助成し、また、農業生産資材適正処理全国推進協議会農薬適正処理部会では、これら収集・処理システムの構築、運用等を行うに当たっての基本的な考え方をまとめた「農薬空容器の適正処理システム確立のための手引き」を作成し、最適システムの円滑な運用を支援することとしている。

また、先般、循環型社会基本法案が閣議決定されたことから、今後は農薬空容器についても再利用、再使用等適切な処理の体制について検討していきたい。

5 無登録農薬の取締り

無登録農薬の販売・使用の事例も相変わらず報告されている。これら無登録農薬は、登録農薬よりも安価なため、販売・使用されていると思われるが、農薬取締法に違反することもさることながら、その安全性が全く確保されていないことから、その農薬の使用者の安全性、農作物の安全性および環境に対する影響が非常に懸念される。

したがって、無登録農薬の使用実態が明らかになった場合には、その取締りを一層強化し、登録農薬の使用を徹底する。

おわりに

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（1999（平成11）年法律第87号）が2000（平成12）年4月1日に施行されたことに伴い、地方公共団体の事務として従来の機関委任事務が廃止され、新しい考え方として法定受託事務と自治事務が設けられた。これを受け、これまで都道府県が行ってきた農薬の安全使用等にかかわる指導については自治事務に位置づけられたことから、今年度の農薬危害防止運動については、国と都道府県がそれぞれの立場から農薬の適正な使用を推進することとなったが、今後も国と都道府県の協力を密にし、農薬の適正使用が徹底されるよう、その取り組みを強化していきたい。

農薬は、農業生産の安定や品質の確保等について多大に貢献している一方、その使用方法によっては、人畜、農作物および環境に対し影響を及ぼすこともあるので、その取扱いについては十分注意が必要である。農薬危害防止運動を契機に、もう一度農薬容器のラベルを一読するよう、関係各分野での更なる協力をお願いする。